

平成 13 年国交告第 1024 号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）の改正に伴う
2007 年枠組壁工法建築物構造計算指針の掲載内容の変更について

平成 20 年 4 月 4 日
修正平成 20 年 7 月 1 日
訂正平成 23 年 9 月 1 日
(社) 日本ツーバイフォー建築協会

1. 改正の概要

平成 20 年 2 月 8 日の改正（国交告第 117 号）では、従来の対称異等級構成集成材等の曲げ基準強度を積層方向の曲げ基準強度として位置づけ、これとは別に幅方向（横曲げ）の曲げ基準強度が設定された。なお、全ての構成における従来からの積層方向の曲げ基準強度も JAS に規定される曲げ強さ（F 値）と整合がはかられた。さらに、同一等級構成集成材についても積層係数を見直して、圧縮と引張の強度が修正された。一方、新しい特定対称異等級構成集成材、弾性係数の低いラミナの使用、幅はぎ未評価ラミナの使用などが JAS において導入されたことに対して、基準法告示も対応して新しい等級の基準強度が設定され、幅はぎ未評価ラミナ使用に際したせん断の基準強度の低減係数（0.6）が導入された。（なお、圧縮、引張りの基準強度についても、数値の丸め方を変更して微修正が加えられた。）

2. 2007 年枠組壁工法建築物構造計算指針の対応

2007 年の構造計算指針では、(社) 日本建築学会の「木質構造設計規準・同解説」の数値を掲載しておりますが、今回の告示改正で数値が異なった箇所は改正告示の数値に見直します。

	強度等級等	項目	現状の指針 掲載数値	改正告示の 数値	改正後の 指針数値
1	対称異等級構成集成材 E120-F330	圧縮 (Fc)	25.2	25.9	25.9
2		曲げ (Fbx) 積層方向	32.4	33.0	33.0
3		曲げ (Fby) 幅方向	24.0	24.0	24.0
4		基準弾性係数 (Ebx) 積層方向	12.0	設定無し	12.0
5		基準弾性係数 (Fby) 幅方向	11.0	設定無し	11.0
6	対称異等級構成集成材 E95-F270	圧縮 (Fc)	21.6	21.7	21.7
7		曲げ (Fbx) 積層方向	27.0	27.0	27.0
8		曲げ (Fby) 幅方向	20.4	20.4	20.4
9		基準弾性係数 (Ebx) 積層方向	9.5	設定無し	9.5
10		基準弾性係数 (Eby) 幅方向	8.5	設定無し	8.5
11	同一等級構成集成材 (2 枚) E95-F270	圧縮 (Fc)	23.4	23.6	23.6
12		曲げ (Fb)	27.0	27.0	27.0
13		基準弾性係数 (Eb)	9.5	設定無し	9.5
14	同一等級構成集成材 (4 枚以上) E85-F300	圧縮 (Fc)	24.0	24.3	24.3
15		曲げ (Fb)	29.4	30.0	30.0
16		基準弾性係数 (Eb)	8.5	設定無し	8.5
17	同一等級構成集成材 (3 枚) E85-F270	圧縮 (Fc)	22.2	22.1	22.1
18		曲げ (Fb)	27.0	27.0	27.0
19		基準弾性係数 (Eb)	8.5	設定無し	8.5
20	集成材	せん断 (Fsx) 積層方向	3.0	3.0	3.0
21	SPF 等	せん断 (Fsy) 幅方向	2.4	2.4	2.4

- * 基準弾性係数は告示による数値がないために、(社) 日本建築学会の数値に基づいています。
- * 本リストは主な集成材の基準材料強度・基準弾性係数を掲載しており、全ての集成材について、掲載しているものではありません。

以上